



平成 23 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名	株式会社ケアサービス (コード 2425 : J A S D A Q)
代表者の役職名	代表取締役社長 福原 敏雄
問 合 せ 先	取締役経理部長 岩原 満
電 話 番 号	03-5713-1611

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 24 日開催予定の第 20 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の主旨及び目的

当社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開、内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条の表現等の変更及び事業目的の追加を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の効力発生日 (予定) 平成 23 年 6 月 24 日

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者、病人及び<u>身体障害者</u>の入浴、食事その他の日常生活における介護の請負 2. 病人及び<u>身体障害者</u>等の移送の請負 3. 弁当、加工食品及び加工調理した食品の提供及び宅配業 4. 寝具、衣類等の販売及びクリーニング業並びに寝具乾燥 5. 在宅医療、在宅福祉に関する情報提供及び<u>コンサルタント業</u> 6. 健康機器、介護用品機具の<u>販売</u>及びレンタル・リース業 7. (条文省略) 8. <u>健康機器、介護用品・機具・及び医薬品・医薬部外品・化粧品等の卸し業</u> 9. (条文省略) 10. 健康管理に関する<u>コンサルタント業</u> 11. 病院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人向け集合住宅建設等に関する<u>コンサルタント業</u> 12～24 (条文省略) 25. <u>介護保険制度における指定居宅介護支援業務</u> 26. <u>介護保険法による次の居宅サービス事業を行う。</u> <ol style="list-style-type: none"> ① 訪問介護 ② 訪問入浴介護 ③ 訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション ⑤ 居宅療養管理指導 ⑥ 通所介護 ⑦ 通所リハビリテーション ⑧ 短期入所生活介護 	<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者、病人及び<u>障害者</u> (児) 等の入浴、食事その他の日常生活における介護の請負 2. <u>高齢者、病人及び障害者</u> (児) 等の移送の請負 3. 弁当、加工食品及び加工調理した食品の提供及び宅配 4. 寝具、衣類等の販売及びクリーニング並びに寝具乾燥 5. 在宅医療、在宅福祉に関する情報提供及び<u>コンサルティング</u> 6. 健康機器、介護用品機具の<u>小売り、卸売り</u>及びレンタル・リース 7. (現行どおり) 8. <u>医薬品・医薬部外品・化粧品等の小売り及び卸売り</u> 9. (現行どおり) 10. 健康管理に関する<u>コンサルティング</u> 11. 病院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人向け集合住宅建設等に関する<u>コンサルティング</u> 12～24 (現行どおり) 25. <u>介護保険法による指定居宅介護支援、介護予防指定居宅介護支援</u> 26. <u>介護保険法による次の居宅サービス事業</u> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>訪問介護、介護予防訪問介護</u> ② <u>訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護</u> ③ <u>訪問看護、介護予防訪問看護</u> ④ <u>訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション</u> ⑤ <u>居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導</u> ⑥ <u>通所介護、介護予防通所介護</u> ⑦ <u>通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション</u> ⑧ <u>短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護</u>

<p>⑨ 短期入所療養介護</p> <p>⑩ 痴呆対応型共同生活介護</p> <p>⑪ 特定施設入所者生活介護</p> <p>⑫ 福祉用具貸与</p> <p>⑬ <u>上記各号に付帯する介護保険法に係わる事業全般</u></p> <p>27. <u>介護保険法に基づく、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業、施設サービス事業</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>28. <u>高齢者専用賃貸住宅の管理・運営</u></p> <p>29. <u>産業廃棄物収集運搬業に付帯する業務の請負</u> (新設)</p> <p>30. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></p>	<p>⑨ <u>短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>⑩ <u>福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与</u> (削除)</p> <p>27. <u>介護保険法による次の地域密着型サービス事業</u></p> <p>① <u>認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護</u></p> <p>② <u>認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</u></p> <p>28. <u>介護保険法による特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護</u></p> <p>29. <u>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業</u></p> <p>30. <u>障害者自立支援法に基づく相談支援事業</u></p> <p>31. <u>障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業</u></p> <p>32. (現行どおり)</p> <p>33. <u>産業廃棄物収集運搬業及び付帯する業務の請負</u></p> <p>34. <u>葬祭業者の斡旋・紹介及び葬祭に関するコンサルティング</u></p> <p>35. (現行どおり)</p>
<p>第6条 当社は取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、<u>その他株式ならびに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使</u></p>	<p>第6条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、<u>株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、その他株主の権利行使に際し</u></p>

<p>に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>ての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第12条 当社は、株主総会招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第12条 当社は、株主総会招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第13条 株主は、<u>当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</p>	<p>第13条 株主は、<u>代理人によってその議決権を行使することができる。</u>この場合、代理人は1名とし、<u>当社の議決権を有する株主に限るものとする。</u></p> <p>2 前項の場合、<u>当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</u></p>
<p>第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の<u>議決権</u>の過半数をもってこれを行う。</p>
<p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第19条 取締役の任期は、選任後2年<u>以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第24条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果<u>ならび</u>にその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果<u>並び</u>にその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第26条 当社は取締役会の決議によって取締役（取締役であった<u>もの</u>を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得</p>	<p>第26条 当社は、<u>取締役会の決議によって取締役（取締役であった<u>者</u>を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して</u></p>

<p>た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は社外取締役との間で、<u>社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額といずれか高い額とする。</u></p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を<u>持</u>って行なう。</p> <p>第33条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印<u>または</u>電子署名を行なう。</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令<u>または</u>定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第37条 当社は取締役会の決議によって監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第 38 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額といずれか高い額とする。</u></p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を<u>も</u>って行う。</p> <p>第33条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印<u>又は</u>電子署名を行う。</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令<u>又は</u>定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第37条 当社は、<u>取締役会の決議によって監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 38 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
---	--

<p>第40条 当社は、<u>会計監査人</u>を置く。</p> <p>第44条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む）</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの、<u>1</u>年とする。</p> <p>第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下、「<u>期末配当金</u>」という。）を<u>支払う</u>。</p> <p>第48条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第40条 <u>当社は</u>会計監査人を置く。</p> <p>第44条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、<u>金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」</u>という。）を<u>することができる</u>。</p> <p>第48条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 <u>未払い</u>の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>
---	---

以上